第三　農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一　国内産農産物 一　もみ ㈠～㈢　（略） 附 一・二　（略） 三　種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度 イ　（略） ロ　原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあっては、異種穀粒が混入していてはならず、かつ、異品種粒が一％を超えて混入していてはならない。 八　（略） （削る。） 四～六　（略） 定義　（略） 四　小麦 ㈠～㈢　（略） 附 一・二　（略） （削る。） 三～八　（略） 定義　（略） 五　大麦 ㈠～㈢　（略） 附 一～八　（略） （削る。） 九～一三　（略） 定義　（略）	麦類 めキャベツ （略） 八〇　〃 （略） （略） 一 六・〇パーセント （略）
第一　国内産農産物 一　もみ ㈠～㈢　（略） 附 一・二　（略） 三　種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度 イ　（略） ロ　主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第七条第二項の規定による指定原種ほにおいて生産された雄性不稔系統の種子もみにあっては、異種穀粒が混入していてはならず、かつ、異品種粒が一％を超えて混入していてはならない。 ハ　（略） 四　種子もみの規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場、三のロの指定原種ほ又は同法第七条第二項の規定による指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。 五～七　（略） 定義　（略） 四　小麦 ㈠～㈢　（略） 附 一・二　（略） 三　種子小麦の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。 四～九　（略） 定義　（略） 五　大麦 ㈠～㈢　（略） 附 一～八　（略） 九　種子大麦の規格は、主要農作物種子法第三条第一項の規定による指定種子生産ほ場又は同法第七条第二項の規定による指定原種ほ若しくは指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。 一〇～一四　（略） 定義　（略）	（新設） めキャベツ （略） （新設） （略） （略） （新設） 六・〇　〃 （略）